



2025 年 5 月 1 日

各 位

会 社 名 大 阪 製 鐵 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 谷 潤 一
(コード番号 5449 東証スタンダード、福証本則)
問 合 せ 先 総 務 部 長 森 公 良
(電 話 0 6 - 6 2 0 4 - 0 3 0 0)

上場維持基準の充足の確認についてのお知らせ

今般、株式会社ストラテジックキャピタル（以下「SC」といいます。）が運営するファンドである INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP（以下「SC ファンド」といいます。）が所有する当社の普通株式（以下「SC ファンド所有株式」といいます。）が、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の規則上、流通株式（有価証券上場規程第 2 条第 96 号に規定する流通株式をいいます。以下同じです。）に該当し、したがって、2025 年 3 月 31 日時点において、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準を充足していることが確認されましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

東京証券取引所の規則上、上場会社の株式数の 10%以上を所有する者又は組合等の株式は、原則として、流通株式比率の計算における流通株式に該当しないものとされていますが（有価証券上場規程第 2 条第 96 号、同施行規則第 8 条第 1 項第 2 号）、例外として、外国投資信託等に組み入れられている株式（以下「外国投資信託等組入株式」といいます。）については、当該外国投資信託等の各出資者が小口の保有である（外国投資信託等組入株式の数が上場株式数に占める割合に、当該外国投資信託等の出資者のうち出資割合が最大である者の出資割合を乗じて得た割合が 10%未満である）ことが確認された場合には、流通株式として取り扱われることとされております（<https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/knowledge8671.html>）。

今般、当社は、東京証券取引所との調整の結果、SC ファンド所有株式が上記例外に該当し、流通株式として取り扱われることを確認いたしました。これにより、当社株式の 2025 年 3 月 31 日時点における流通株式比率は 25%以上となり、東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準を充足していることが確認されました。

以 上